

第三十一回国会
衆議院

商工委員会小売商業
特別措置法案外一件

審査小委員会會議録第二号

昭和三十四年三月三日(火曜日)

午後二時十五分開議

出席小委員

小委員長 小平 久雄君

小川 平二君 岡本 茂君

中井 一夫君 加藤 鏡造君

中村 幸八君 勝澤 芳雄君

田中 武夫君 松平 忠久君

水谷長三郎君

出席政府委員

法制局参事官 山内 一夫君

(第三部長)

中小企業庁長官 岩武 昭彦君

小委員外の出席者

議員 南 好雄君

議員 内海 清君

厚生事務官 中村 一成君

(社会局生活課長)

通商産業事務官 馬場 靖文君

(中小企業庁指導部長)

専門員 越田 清七君

三月三日

小委員大矢省三君同日小委員辭任につき、その補欠として加藤鏡造君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の會議に付した案件

小売商業特別措置法案(内閣提出第二号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第一三三三号)

○小売小委員長 これより小売商業特

別措置法案外一件審査小委員会を開会いたします。

小売商業特別措置法案及び商業調整法案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。

田中武夫君。

○田中(武)小委員 先日引き続きまして、まだ若干の疑問の点がありますので、質問を続けていきたいと思います。

企業庁長官に御質問いたします。第四條に主務省令で定めると、こうなっております。第二十一條で、主務省令は、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、こういうふうになっております。厚生省令とか、通商産業省令、あるいは大蔵省令までは大体書いてあることがわかるが、この主務省令の中に農林省が入っております。これはどういうわけですか。

○岩武政府委員 購買会あるいは消費生協、それからその次の小売市場等には、生鮮食料品その他食料品関係のものが一番多いようでありまして、従って、そういうようなものの流通についての主管の関係もありますので、農林省を入れたわけでありまして、

○田中(武)小委員 そうすると、それはたとえば米とか何とか農林省関係のものを取り扱っておる場合に限って農林省が参加してくる、こういうわけですか。

○岩武政府委員 建前としては、今申しましたように、そういう食料品

の生産、流通、消費につきましては農林大臣が主管となっております。しかし商業一般につきましては、ことに中小商業につきましては、通産省の所管でありますから、ダブっているところがありますので、共同省令にしたわけです。扱わない場合、扱う場合といいますが、制度的に申しまして、以上申しましたような三つの組織その他のものにおきまして、生鮮食料品を扱っておるもの、あるいは生鮮でなくとも、冷凍食品、加工食品等を扱っておりますのが、全部とは申しませんが、そういう多数の場合でございますから、見も入りますように農林省を入れたのであります。

○田中(武)小委員 四條の一号から三号までの措置を命ずるところの基本となる主務省令なんですね。それにこんなになくさんの省が必要なんですか。

○岩武政府委員 ひとり四條に限りませんで、二條の関係、六條、七條の関係もございまして、一緒にして一本の省令にする、こういう考えでございます。

○田中(武)小委員 それはそれとして、次に、この間の御答弁によりまして、この四條の一号から三号までは、そのときによつて、あるいは一号だけ、あるいは二号だけ、あるいは三号だけ、あるいはこの二つあるいは全部、こういう措置を命ずる、こういうように了解したのですが、そうしますと、この条文からいえば、次の措置

をとるべきことを命ずることができない。というところは、三つともを意味するようにも考えられるので、なぜ、そういう趣旨ならば、最初から、次の一部または全部の措置というように言葉にしないか、という疑問があるのですが、なぜそうしなかったのですか。

○岩武政府委員 これは法文作成上の技術の問題だろうと思いますが、解釈としては、これは措置をとることができるとなっておりますので、おそらく全部でも一部でもそれぞれ選択的にできる、こういうことに解釈できることだと思っております。もしそういう立法技術の御懸念でございますれば、あるいは法制の専門家から御答弁する方がほんとうかもしませんが、われわれ行政府としては、これは選択的に全部または一部と書いてあるのと同じことだ、こういうように解釈しております。

○田中(武)小委員 法制局の第三部長にお伺いします。四條ですが、今言ったように、次の措置をとることを命ずることができるといふ書き方と、次の一部または全部の措置をとることを命ずることができるといふ書き方と同じに解釈できるのですか。もしそういうように選択的にいうならば、なぜ一部または全部というふうな方法をとらなかったかということですが、

○山内(一)政府委員 この場合の結論は今中小企業庁長官がお述べになった通りでいいと思いますが、私どもとい

たしましては、今御質問にありました一部または全部と書いた場合と書かない場合で違ふかという点につきまして、場合によつては違ふ場合もあり得る場合がありまして、全部の措置を命ずるといふふうな書き方した場合、全部の措置をしなければならぬという解釈の出ない場合がないとは申しませんが、相手方に不利益を与えることは、権力的な作用でございまして、この権力的な作用はなるべく少い方が好ましい。これだけできるというふうな書き方した場合、ぜひこれだけをしなればならないというふうにはわれわれは常に解釈いたさないわけでございます。その一部は当然一部だけの措置を命ずることができるといふように常に解釈しておるわけでありまして、

○田中(武)小委員 そうすると、法文としての表示の方法はどちらでも同じように解釈ができる、こういうことでございませうか。

○山内(一)政府委員 そうでございまして、

○田中(武)小委員 次に罰則の点について、先日中小企業庁長官に質問いたしました、まだ十分了解できぬ点がございまして、法制局第三部長にお伺いしますけれども、実は本法案の二十六條に四條の規定に違反したときの罰則規定があります。それから消費生活協同組合法の百條にやはり員外利用の場合の規定があります。ともに一万

円以下の過料ということになっておるのですが、これは一つの行為に対して、一方の刑罰が高ければまた意味もあると思うのですが、同じ量刑のものを課するという点について二重罰則ではなからうか、こういう疑問を持っておるわけなのであります。四三違反というものは、四三一号ないし三三号までの一つまたは全部の措置を命ぜられてそれをやらなかった場合に課せられる、こういうふうな解釈をすると思うのです。それも結局は員外利用ということにかかるとは、そうすると員外利用という一つの行為に対して二重罰則、こういうことになると思うのです、いかがでしょうか。

○山内(一)政府委員 二重処罰の問題は、憲法三十九条の問題であるというふうに、田中委員すでに御了解の上御質問があったと思いますが、憲法三十九条の場合の二重処罰というのは、これは刑罰の關係における二重処罰を規定したおるわけでございます、この過料と申しますのは刑罰ではございませぬ。一種の普通行政罰、秩序罰というふうな言っておるのでございしますが、秩序罰は、憲法の解釈といまして、併科しても差しつかえないというものが、これはもうほとんど異論のないところの通説でございます。私、前にも田中委員からそういう御質問があったことがわかっておりましたので、その点速記録を調べましたのですが、刑罰と過料を併科した実例もございします。それは刑事訴訟法の百三十三条と百三十四条の關係をござんいたでございます、わかるのでございします、これは同一の行為について過料を課してさらに刑罰を課するということ

も許されるように書いてある。またそれが合憲になるかどうかについても、学者の間では合憲であるというふうな言っておるわけでありまして。この場合におきましては、御承知のように過料と過料の問題で、われわれといたしましては、二重処罰ができるというふうな考えておるわけでございます。これはなるほどおっしゃる通りに確かに一つの行為に対する罰則ではあります、行政措置命令に対する違反と実体法上の消費生活協同組合法に対する違反、二つの違反を考えて、そこへ一万円の過料は併科できる、こういうふうな考えておるわけでありまして。先ほど申しました刑事訴訟法の一つの犯罪に対しては刑罰と過料とは併科できるといふ考えとは少しばかり異なるのでございしますが、これが一つの犯罪といたしましても併科は差しつかえない、私どもはかように考えておる次第でございます。

○田中(武)小委員 私先ほど申しましたように、いわゆる行政罰と刑罰、あるいは行政処分と刑罰、こういうふうなことはあり得ると思うのです。たとえば交通違反事故に対して、行政処分と同時に刑罰を課す、そういうことはあるのだが、これは量刑も罪質も同じものが規定してあるのです。そこに何か特別の意味があるのか、こういうことです。

○山内(一)政府委員 これは消費生活協同組合が主務大臣の許可を得ないで員外者に対して利用を許すということに対しては、御承知のように消費生活協同組合法に過料はありますが、この小売商業特別措置法で考えますと、この行政措置命令というのは、そう

いった員外者に対する無許可の利用が行われるおそれが非常に濃厚である場合に、具体的にこういう措置法に書いてありますところの措置をいたしまして、そうしてそれに注意を喚起しつつやらないと、無許可の員外者利用が起ると困りますので、それを具体的に措置する、その具体的な措置、命令に対する違反と、その実体法の違反とを重ねて行政罰をかけせんと、うまくいかないだろうという見通しを考えたので、二つの過料を併科し得るといふふうに規定したわけでございます。

○田中(武)小委員 生活法の百条は、いわゆる員外利用に対する罰です。それからこの二十六条は、四三によるところの行政処分といふことか、これをやらないといふことだから不作爲、これに対する罰、こういうふうに考えた場合は、一応理解もできないことではないのですが、その根本を見た場合は、いずれも極端な員外利用ということから発生していると思うのです。そうすると、この極端な員外利用という一つの事実に対して、両方が課せられていて、この二つの罰、どうも過酷過ぎるのじゃないかということ、それからそういふことが許されるかというところ、この二つの疑問を持ったわけなんです。そういうことが許されるかというところは、法律的には今あなたのおっしゃったことにならうと思ひます。しかし、そういうことが消費生活協同組合というものの趣意という面から見た場合には、これが二重になるというようなことは、今度は法律的というよりか、法理論というよりか、これは政治論というか、それとも行政的という

か、それから見て、どうも私は納得がいかないのです。これはむしろ長官の方で適當かと思ひますが、どうですか。

○岩武政府委員 法律論は今法制局から答弁した通りであります、政策論と言つたら言葉は悪いかもしれませんが、許可を受けていない者に売ったというところは、それから措置命令をしたにかかわらず、なお売ったということ、それは措置命令に対する違反としても取り上げべきじゃないかというのが、端的なわれわれの氣持であります。ただ、それが同じ罪質であるかどうかといふことは、いろいろ法律上の問題にもなりましようし、また場合々々によつて違ふと思ひます。措置命令も、先ほど申しましたように、選択的に出すわけでありまして、あるいは罪質が違ふ場合があるかもしれません。あるいはどうなりましようか、その辺は、私、法律上の解釈は知りませんが、いずれにしても、せっかく措置命令を出しながら、それに対して違反があつて、罪則がないといふのはいかかと思はれるような氣がするわけでありまして。

○田中(武)小委員 大体員外利用そのものを犯罪視しているような考え方が、私はどうもいかぬと思ひます。員外利用そのものを犯罪視しておるのである。あなたはこれによると、そうではなく、それを禁じている法律違反だからこうだ、こう答弁するだろうと思ひますが、私は、やはり員外利用は悪いんだというこの頭、これが犯罪だということにたがふというところが、どうも納得できないのですが、どうですか。

○岩武政府委員 その点は先日田中委員の御質問に答弁したわけですが、やはり消費生活協同組合というのは、組合員に対して十分なサービスをするということが中心であることは、もう疑いないことであります。それがために、消費生活協同組合法でも員外利用を押えて、組合員に十分なサービスをするということになっているわけなんです。それが犯罪視というふうな言葉は、あるいは私の方でも頭からそういうことを考えておらぬというふうな御答弁申し上げればそれだけの話であります、本質的にはやはりそういう問題でありま

委員の御質問に答弁したわけですが、やはり消費生活協同組合というのは、組合員に対して十分なサービスをするということが中心であることは、もう疑いないことであります。それがために、消費生活協同組合法でも員外利用を押えて、組合員に十分なサービスをするということになっているわけなんです。それが犯罪視というふうな言葉は、あるいは私の方でも頭からそういうことを考えておらぬというふうな御答弁申し上げればそれだけの話であります、本質的にはやはりそういう問題でありま

は、これはやはり社会的に見ても相當考へ直していただかなければならぬ問題でありましようから、法律の規制の対象とするということは、小売商法という見地から見ますれば、まあなづけるものであらうと思ひております。頭から犯罪といふことと違ひございませぬ、小売行為の調節という見地からこの問題を考へますときには、やはり何らか法律が介入して、その間の調整をはかる必要があると存じまして、そういう措置を命じますれば、やはり違反があれば、これは法律違反であるといふことになるわけでございますから、そこあたりは、これは頭から犯罪行為と考へているのではありませぬ、特定の場合に、そういうふうな措置をとることが必要な場合には、法規違反として処断されるということ、はやむを得ないかと思ひております。

○田中(武)小委員 二つの答弁があつたと思うのです。小売商に影響を与えるから罰則の対象とするというふうな考へ方も出てきた。もう一つは、この

法律がいいか悪いかは別として、これ
がきまれば法律である、その法律によ
る行政命令に違反した、こういうこと
が対象になる。この二つのいづれなん
です。

○岩武政府委員 その点は、前から
申し上げるように、単に員外利用が
あったからといって、国が介入しまし
て、違反云々というのを言うのは、
これはむしろ消費生活協同組合法の立
場からあります。この法律の立場
は、その員外利用のおそれ——おそれ
といいますが、やはり客観的な認定
によりするが、その際には、むしろ
小売商との間を調整するために、国
が——国がといいますが、法規が発
動いたしました。そこにある法律秩序
を確立する、そういうことになりま
す。その法律秩序に違反した場合に
は、やはり違反者ということで処断さ
れざるを得ないだろう、こう申し上げ
たのであります。頭からすべての場合
に員外利用が犯罪行為だといふふうな
立場はとれないわけでありまして。そ
れは、むしろ場合によっては消費生活
協同組合法の問題だろつと思ひます。
われわれの方は、こういうふうな小売
商との間の摩擦が起るような場合に、
法規が介入して法律秩序を確立するとい
うことを考えますれば、そのときに
は、違反した者には、やはり違反者
としての責任を問わざるを得ないだろ
う、こういうことを考えたわけであり
ます。

○田中(武)小委員 一つ具体的な事実
を考えながらいきたいと思いますの
が、生協がたとい一人でも員外利用を
許した、こういう場合には、直ちに生
協法の百条というものが——発動は一人
か二人ならしなうと思ふのです
が、それが著しい場合に、まず百条の
方が先に優先してくるだろう、それか
らなお四条の措置命令が出る。それで
もやらなかつたら二十六条というこ
とになるのか。順序とすれば、員外利用
をしておるのは、生協法の百条がある
のだが、その発動以前に四条の命令
を出して、それを聞かなくなつたらと
いうので、二十六条がくるのですか。
そういうような具体的な場合には、順
序はどうなりますか。法律の適用とい
うか、命令あるいは処罰の順序はどう
いうことになりますか。

○岩武政府委員 それはいろいろな場
合によるのじゃないかと思ひます。先
ほど申しましたように、小売商業特別
措置法の立場は、いやくも一人の員
外利用があつてもすべてこの法規に違
反して処罰の対象になるというふう
に考へておるわけではございません。
これはやはり小売商の事業活動に相当な
影響を及ぼすというおそれがある、そ
れ初めなるわけでございます。そこら
あたりの法規発動の問題は、これはそ
の場合々々に違ふのではないかと思ひ
ます。

○田中(武)小委員 具体的に、百条の
罰則と二十六条の罰則と、その間の四
条の行政処分が一体どのように動いて
いくのか、もう一ぺんよくわかるよう
に御説明願ひます。かりに著しい員外
利用があつた、こういうような事実が
あつた場合、一番最初どこが動くの
か。

○岩武政府委員 著しい員外利用が
あつた場合に、ただそれだけですと、
これはやはり消費生活協同組合法の問
題であります。それを違反行為に問う
かどうか、これは消費生活協同組合法
の運用の問題だろつと思ひます。そう
いうことが行われるおそれがあるとい
うので、措置命令を出した場合、そ
ういう違反があれば、これはやはりこ
ちらのものである。それはやはりい
ろいろな場合があるだろつと思ひます。
それが単に偶発的なもので、将来継続さ
れるおそれがないということになれ
ば、これは措置命令を出さないで済む
かも知れません。あるいは消費生活協
同組合法上はあまり問題にならぬ員外
利用でも、将来さらにそれが拡大し
て、付近の小売商に重要な影響を及ぼ
すおそれがあるということになります
れば、これは都道府県知事が員外利用
を抑制する措置を命じて、それに
なお違反する者があれば、この法規の
対象にする、こうなるわけです。そこ
らあたりはやはり画一的には参らぬだ
ろつと思ひます。その場合々々の情勢
によるだろつと思ひます。

○田中(武)小委員 私の言うのは、こ
の法律の建前、目的からいって、かり
に著しい員外利用等があつたとして
も、まず母法が動くべきではないか、
それから後のことではないか、こう思
うのですかね。そうじゃないですか。
○岩武政府委員 それは都道府県知事
の方が少し見落しておつて、この法律
に基きます措置命令を出さない場合に
は、消費生活協同組合法しか動かぬわ
けであります。だから、そこはやはり
その場合々々によると思ひます。常に
どつちが先に動くかといふことは言えな
いだろつと思ひます。

○田中(武)小委員 しかし、それをほ
きりしておかぬと、第四條が先ばし
てしまふと二十六條がついてくるわ
けだが、そうすると、生協法自体がも
ぐつてしまふといふか、そういうこと
になつて、これが先ばしするといふお
それがある。だからそこで一つの発生し
た事実に対する法の持つて行き方、行
政措置の持つて行き方の順序というも
のがやはり必要だと思ふのです。これ
ははっきりしておかなければならぬと
思ふのです。どうでしょう。

○岩武政府委員 それはやはり先ほど
申しましたように場合々々によつて違
うだろつと思ひます。そう一がい
には申せないと思ひます。ただ消費生
活協同組合に対する十分な思いやりを
もつて対処いたしますためには、やは
り法律の発動といふことを頭から考へ
るのではなく、事前に十分都道府県知
事としては、員外利用をさしてはいか
ぬぞ、消費生活協同組合法にも規定し
てあることだし、またこちらの法律で
も予防的にはできるけれども、しか
し、それよりもまず行政指導で、法律
発動前に十分に注意するようにとい
うことを、まず消費生活協同組合に対
して十分行政指導して、しかる後にその法
自体によつて発動すべきものだと思
つております。頭から何でもかんでも法
律でおどかすといふことではございま
せん、やはり事前に十分な行政指導
が必要だと思つております。

○田中(武)小委員 しかし、やはり物
事は原則を必要とすると思ふのです。
場合々々といふことなら、私はもう一
つ、いわゆるそのときどきにおけるそ
の職にある担当者の方によつて左
右される危険性があるので、原則が必
要だと思ふのですが、これ以上に言
つておつても堂々めくりに思ひま
す。

○田中(武)小委員 それは、たとい
も右に述べた通りで、原則が必要だ
と思ふのですが、これ以上に言
つておつても堂々めくりに思ひま
す。

○田中(武)小委員 それは、たとい
も右に述べた通りで、原則が必要だ
と思ふのですが、これ以上に言
つておつても堂々めくりに思ひま
す。

○田中(武)小委員 それは、たとい
も右に述べた通りで、原則が必要だ
と思ふのですが、これ以上に言
つておつても堂々めくりに思ひま
す。

○岩武政府委員 それはやはり先ほど
申しましたように場合々々によつて違
うだろつと思ひます。そう一がい
には申せないと思ひます。ただ消費生
活協同組合に対する十分な思いやりを
もつて対処いたしますためには、やは
り法律の発動といふことを頭から考へ
るのではなく、事前に十分都道府県知
事としては、員外利用をさしてはいか
ぬぞ、消費生活協同組合法にも規定し
てあることだし、またこちらの法律で
も予防的にはできるけれども、しか
し、それよりもまず行政指導で、法律
発動前に十分に注意するようにとい
うことを、まず消費生活協同組合に対
して十分行政指導して、しかる後にその法
自体によつて発動すべきものだと思
つております。頭から何でもかんでも法
律でおどかすといふことではございま
せん、やはり事前に十分な行政指導
が必要だと思つております。

○田中(武)小委員 しかし、やはり物
事は原則を必要とすると思ふのです。
場合々々といふことなら、私はもう一
つ、いわゆるそのときどきにおけるそ
の職にある担当者の方によつて左
右される危険性があるので、原則が必
要だと思ふのですが、これ以上に言
つておつても堂々めくりに思ひま
す。

○田中(武)小委員 それは、たとい
も右に述べた通りで、原則が必要だ
と思ふのですが、これ以上に言
つておつても堂々めくりに思ひま
す。

○田中(武)小委員 それは、たとい
も右に述べた通りで、原則が必要だ
と思ふのですが、これ以上に言
つておつても堂々めくりに思ひま
す。

○田中(武)小委員 それは、たとい
も右に述べた通りで、原則が必要だ
と思ふのですが、これ以上に言
つておつても堂々めくりに思ひま
す。

○岩武政府委員 私は昔習ひました法
律を忘れましたので、そういう場合は
累犯になりますか、連続犯になりま
すか、どうもよく存じませんが、そ
こあたりは一つ——いづれにしても
違反だと思ひますが、そのあたりど
うなりますか私ちよつと答弁できま
せんのぞ……

○山内(一)政府委員 お尋ねの一人
いる上にはまた一人いる、その場合にど
うなるか、こういう御質問だと思ひま
す。が、刑法の懲罰という規定はここ
に該当いたしませんので、累犯とか連続
犯とかいふ考え方はここでは考えなく
てもよろしいと思ひます。それで純粋法
律的に申しますれば、一人一回、また
他の者に売れば一回といふふうにな
ると思ふのであります。これは消費生
活協同組合法の十二条違反の場合も同
様でございます。この場合でも同様で
ございませう。

○田中(武)小委員 そうすると理論的
に言へば一人について一万円、はつき
り

○田中(武)小委員 そうすると理論的
に言へば一人について一万円、はつき
り

うような法律を出したというふうに言われておるのですが、この法案全般をながめたときに、私はこの法律というのは生協の彈圧法にすぎない。生協には片方に消費生活協同組合法という法律があるにもかかわらず、この法律が十分生かされておるにかかわらず、がんばりがために二重的な取締りを行おうとしておる。そうしてその同じ並列の中へ購買会というものを入れ、また小売市場や生産者の直売行為、こういうものを中心にもっと規制すべきである、こういうふうに思うのです。が、そういう点についてだいたふ不十分だと思ひます。なおこれらの問題につきましても、特に今日の生協の実態につきましても、厚生省の方にもお尋ねいたしたいと思うのでありますが、時間もありませんから、それはやめますけれども、この法律は生協のみに中心を置いた彈圧法だというふうに理解しておりますが、中小企業庁長官としては、そうではない、もっとほかのことも考へておるのだということを、もっとと具体的に御説明を賜りたいと思ひます。

弾圧法というのは、先粒でありますけれども、誤解だと思っております。この点は前々から申し上げておるところであります。要するに消費生活協同組合というのは、組合員に十分なサービスを、そのためには、やはり員外者の利用は極力抑えるというのが、この消費生活協同組合の趣旨でございます。従って、この員外利用の許可に当っては、極力その範囲を適正ならしめるように厚生省からも屢次通牒が

なお前回御質問がございましたが、小売商との摩擦の点につきましてとかく問題が起りますので、去る昭和三十一年の十月に、通商産業省の企業局長並びに厚生省の社会局長から、社会局長は九月であります、それぞれ都道府県知事に対して、小売商との関係について十分な配慮をするようにという事こまかな通牒を出しております。内容を読むのは省略いたしますが、当時御案内のように三十一年の夏に内閣に中小企業振興審議会ができました、いろいろの中小企業振興の問題が論ぜられました、同時に通産省に設けられました産業合理化審議会の商業部会におきまして、小売商と消費生活協同との調整につきまして、消費生活協同組合の設立の認可、あるいはこの本来の目的を逸脱する事業、あるいは組合

の員外利用、それから市価販売、それから商業者と組合との調整措置ということにつきまして、こまかい答申、建議を両大臣に出しております。それを受けまして、先ほど申しましたように、三十一年の秋の候におきまして、担当の両局長から、それぞれ都道府県知事に十分な善処方を要望したわけでありますが、その結果は必ずしも十分でございまして、前回申し上げましたように、各地で員外利用の許可を受けなくて、いろいろな問題を起している例がかなり起っておりますことは、はなはだ残念であります。事実でございまして、前に御報告した通りであります。

それで、この法律のねらいとしますところも、何もこういうふうな措置を講じて消費生協の活動を抑えようとい

うことでは毛頭ございません。形だけ見れば、購買会と同じじゃないかということもよく御質問受けますが、員外者に対する関係においては、特に小売商との摩擦の点におきましては、購買会も消費生協も同様ではないかということで、同じように員外者の利用を抑制する措置を講じていたところ、こういうわけでございます。決して消費生協の活動を抑制するとか、弾圧するとか、これはもう全然法律の趣旨とは別であります。むしろ消費生協の本来の活動を十分に行わせるように、われわれもこういう点で、口幅たい言い方かもしれないんですが、行いやすくするために、員外者の方を押えて協力しておる、こういうことでございます。

○小平小委員長 次会は明日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四分散會

商工委員會小売商業特別措置法案外
一件審査小委員會議錄第一号中正誤

八少段 行 誤 正
四二 三 長谷川 小平

昭和三十四年三月六日印刷

昭和三十四年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局